

# 令和6年12月2日 保険証新規発行終了について



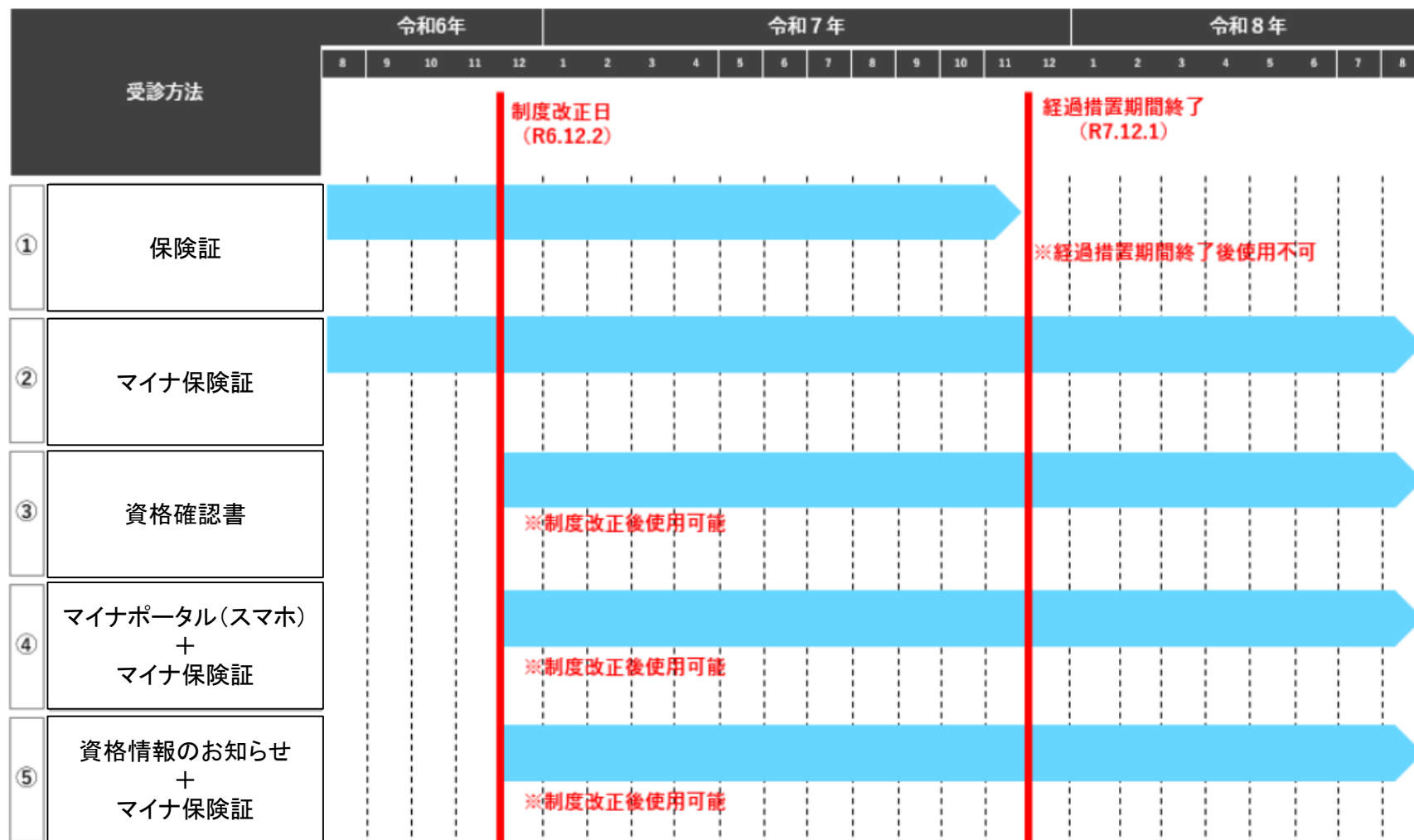
※現時点で国から示されている方針等に基づき作成したものです。  
今後、国から示される省令、通知等により内容に変更が生じる可能性があります。



全国健康保険協会  
船員保険

# 制度改正後の医療機関等受診方法

保険証とマイナンバーカードの一体化以降の医療機関等の受診方法・使用可能期間は下記のとおりです。



# ①保険証

従来の保険証は令和6年(2024年)12月2日に新規発行が終了しますが、  
現在お持ちの保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、  
令和7年(2025年)12月1日まで使用できます。



※紛失、棄損した場合であっても再発行はできません。マイナ保険証をお持ちでない場合、  
資格確認書の発行申請が必要です。

令和7年(2025年)12月1日までの退職等で使用できなくなった保険証は、会社へ返納して  
ください。

令和7年(2025年)12月2日以降については保険証の自己破棄も可能です。

## ②マイナ保険証

マイナ保険証とはマイナンバーカードを保険証として利用登録したものです。

### マイナ保険証利用のための3つのステップ

#### ①マイナンバーカードの取得

#### ②マイナ保険証の利用登録

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、ご自身で「保険証利用登録」を行う必要があります。

マイナンバーカードの保険証利用登録には3つの方法があります。



※マイナポータルとは・・・  
政府が運営するオンラインサービスです。  
パソコンやスマートフォンからログインが  
可能で、各種行政手続きの申請や、所得・  
税等の情報を確認することができます。

#### ③船舶所有者へマイナンバーを提出

就職や転職をした場合は、マイナンバーを会社にご提出お願いいたします。

※マイナポイントを申し込んでいても、マイナンバーを会社に提出していない  
場合、マイナ保険証は利用できませんのでご注意ください。

## ③資格確認書 (マイナ保険証を持っていない方の医療機関受診方法)

マイナンバーカードを持っていない、又はマイナ利用登録をしていない方は、保険者から交付される資格確認書を提示すれば、これまで通りの保険診療を受けることができます。

資格確認書の発行は以下のとおり行います。なお、協会けんぽから発行する資格確認書の有効期限は、4～5年とする予定です。

【新規加入者(令和6年12月2日時点で加入手続き中、またはこの日以降に加入する方)】

- 資格確認書は、令和6年(2024年)12月2日以降、資格取得届などによる本人からの申請に基づき、会社を経由して加入者に発行します。

新規加入時に申請がなかった方で、マイナ保険証をお持ちでない方などには、申請によらず資格確認書を発行します。ただし、当協会ではマイナ保険証の紐づけを確認するため、発行まで1か月以上を要する場合がありますことから、できる限り資格取得届の提出時に、申請(※)をお願いします。

※ 資格取得届に資格確認書の希望欄が新設されますので、早期交付を希望の際は必ず☑をしてください。

【既存加入者(令和6年12月1日までに発行された保険証をお持ちの方)】

- 船員保険においては、令和7年(2025年)6月頃、マイナ保険証をお持ちでない方、マイナンバーが未登録の方などに資格確認書を発行します(従来の保険証の使用期限が切れる前にお届けする予定)。

※早期の交付を希望される場合は、「船員保険資格確認書交付申請書」をご提出ください。

※資格確認書の有効期限内に退職した場合、資格確認書は会社へ返納してください。

使用期限が切れた資格確認書については自己破棄も可能です。

## ④資格情報のお知らせ／⑤マイナポータル (カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診する際の方法)

カードリーダーがない医療機関等や故障中など、カードリーダーが使えない場合、マイナ保険証で本人確認をした上で資格情報を伝えることで、保険診療を受けることができます。


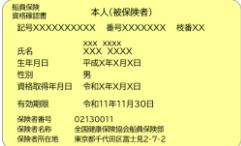
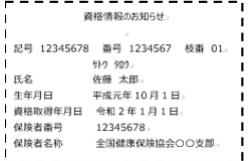
- 資格情報は「**資格情報のお知らせ**」やマイナポータルの「わたしの情報」／「医療保険の資格情報」を提示することで伝えることができます。
- 「**資格情報のお知らせ**」は、被保険者資格等の基本情報が記載されているものです。令和6年(2024年)12月2日以降、新規加入者に送付されます。既存加入者には、**令和6年(2024年)9月**と**令和7年(2025年)1月**に送付します。

※令和6年9月には令和6年7月16日時点の加入者データに基づきお送りし、令和7年1月には令和6年11月までに加入された方の分を追加でお送りします。

船舶所有者向けに送付いたしますので、ご担当者様はご本人様にお渡しくださいますようお願いいたします。退職等の際に会社へ返納いただく必要はありません。



# (参考)マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせの比較

	名称	形状	取得方法	使用目的	使用方法
①	マイナ 保険証	マイナンバーカード 	マイナンバーカードの入手後、マイナンバーカードの保険証利用登録を行う	カードリーダーが設置されている医療機関を受診するとき	医療機関に設置されているカードリーダーで読み取り
②	資格 確認書	従来の健康保険証と同じプラスチックカード型(色は黄色) 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格取得時等に申請</li> <li>・マイナ保険証をお持ちでない方などに申請によらずに発行(発行まで1か月程度かかる場合があります。)</li> </ul> <p>※急ぎの場合は、資格取得時に限らず、任意で申請が可能です。この場合、船舶所有者が証明した申請書を船員保険部へご提出いただく必要があります。</p>	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関を受診するとき	医療機関に提示
③	資格情報の お知らせ	紙製カード型 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格取得時に送付(申請不要)</li> </ul> <p>(マイナポータルから確認できる「わたしの情報」でも代用可能)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存加入者には2024年9月・2025年1月に送付予定</li> </ul>	カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診するとき	マイナ保険証と資格情報のお知らせの両方を医療機関に提示(資格情報のお知らせのみでは受診不可)

# 健診機関の受診方法

生活習慣病予防健診または特定健康診査当日に、以下の流れに沿って資格確認を行います。

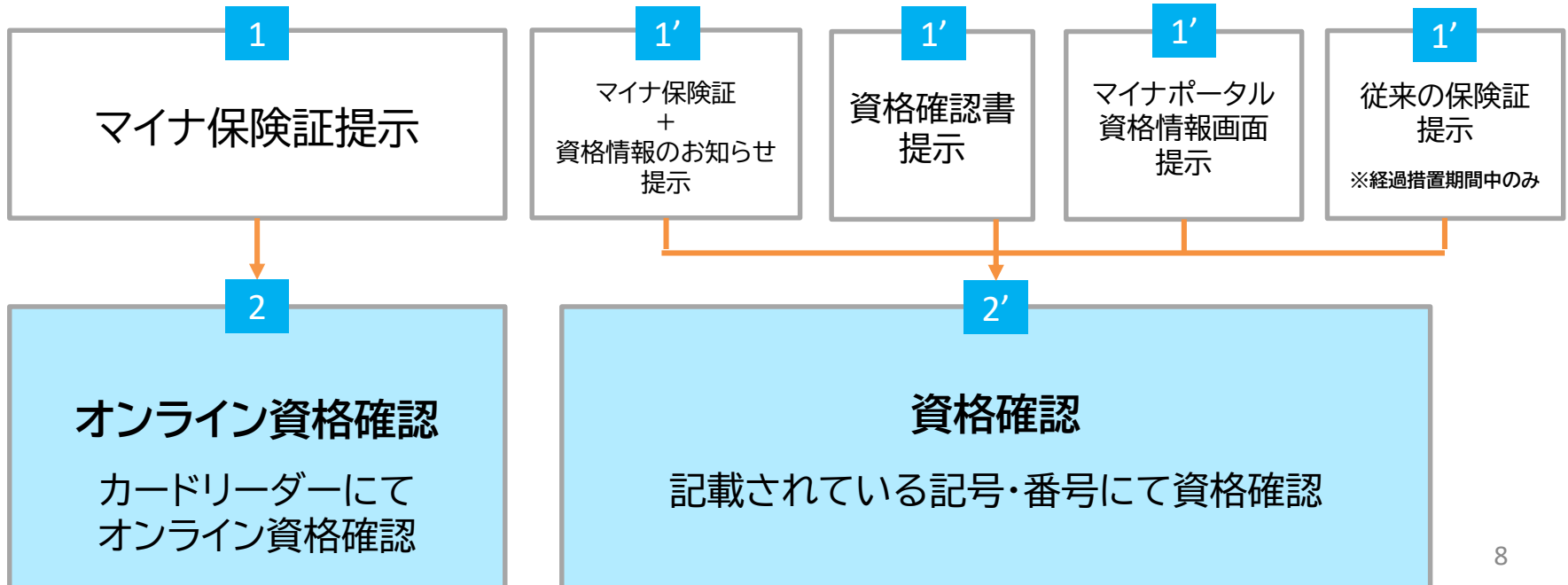
【健診機関でオンライン資格確認が実施できる場合】

マイナ保険証を使用したオンライン資格確認

【健診機関でオンライン資格確認が実施できない場合】

マイナ保険証 + 資格情報のお知らせ、資格確認書、マイナポータル資格情報画面のいずれかの提示による資格確認

※当日は**受診券(セット券)**も忘れずにお持ちください。





# マイナ保険証に関する問い合わせ先

## (国)マイナンバー総合フリーダイヤル

「通知カード」「個人番号カード」に関することやその他マイナンバー制度に関するお問い合わせ先 **0120-95-0178**

※マイナンバー制度やマイナンバーカードに関する一般的なお問い合わせは、国のマイナンバー総合ダイヤルにお願いします。

## (協会)マイナンバーコールセンター

協会けんぽでは、以下の事項に対するお問い合わせ先として、専用のコールセンターを設置します。

- マイナ保険証、オンライン資格確認
- 資格情報のお知らせ
- 資格確認書 等

これらに関するお問い合わせは、船員保険部ではなく、マイナンバーコールセンターにお問い合わせください。

設置期間: 令和6年9月2日から令和8年2月28日(予定)

**0570-015-369(ナビダイヤル) 8:30~17:15(土日祝日を除く)**

コールセンターでは、以下の言語について対応予定です。加入者等・オペレーター・通訳者の三者通話となります。  
英語・中国語・韓国語・スペイン語・タガログ語・ポルトガル語・ベトナム語・タイ語・インドネシア語・ネパール語・ビルマ語・フランス語・ドイツ語・イタリア語・ロシア語・マレー語・クメール語・モンゴル語・シンハラ語・ヒンディー語・ベンガル語・ウルドゥー語